

鳥取県立中央病院では任期を定めて育児休業を取得する職員に代わって勤務していただく職員(育児休業等任期付職員)を募集します。

[採用予定者数：機械 1名程度]

○勤務条件(給与、勤務時間、休暇、服务等)は、任用期間が定められていること以外、正規の職員と同じ扱いとなります。

鳥取県育児休業等任期付職員採用試験 (令和8年12月採用予定 機械) 受 験 案 内

◆鳥取県病院局◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階

電話 (0857) 26-7886

インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>

1 受付期間、試験日、合格者発表日

受付期間	令和8年9月4日(金)～10月5日(月) ○郵送、持参どちらでも申込みができます。 ○郵送の場合は、令和8年10月5日(月)必着 17:00までに到着したもの(期限までに申込先に到着したことが確認できるもの)に限り受け付けます。 ○持参による場合の受付時間 9:00～17:00 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 ※上記の日時以外に持参されたり、郵送到着となっても、理由の如何を問わず受理しません。
名簿登録試験	経歴評定 ○受験申込時に提出いただいた「経歴調書」をもとに評価します。
名簿登録試験 合格者発表日	令和8年10月15日(木)
所属配置試験	令和8年10月23日(金) ○受験時間・集合時間等は受付期間終了後に御案内します。 ----- 〔試験会場〕鳥取県立中央病院(鳥取市江津730番地)
所属配置試験 合格者発表日	令和8年11月4日(水)

2 募集職種、任用形態、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職種	任用 形態	採用予 定者数	職務内容	配属先
機械	育児休業等 任期付職員	1名 程度	県立病院における機械設備の運転、保守 管理、工事監理等	県立中央病院 (鳥取市)

(注1) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

(注2) 育児休業等任期付職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号に基づく任期付職員となります。

3 任期

令和8年12月1日から6ヶ月程度

※任期は概ね6か月以上3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

4 育児休業等任期付職員について

育児休業等任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

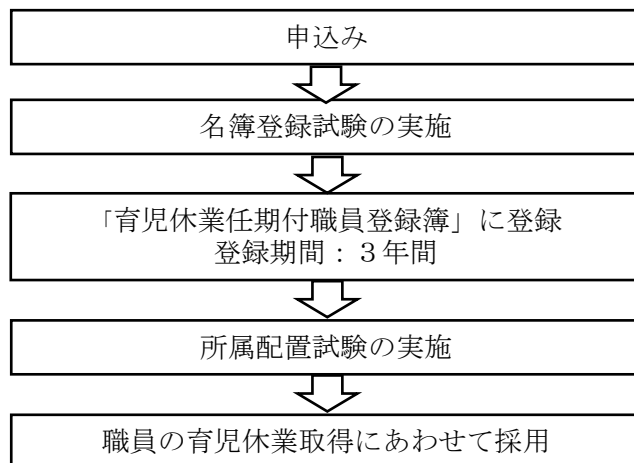
今回の試験で合格された方について「育児休業等任期付職員登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員があった場合に、育児休業等任期付職員として正式に採用します。

なお、登録されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御承知ください（※採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（6か月～3年程度）となります。）。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合は、育児休業等任期付職員の任用期間も延長することがあります。

また、育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、会計年度任用職員等として採用することがあります。

＜参考＞採用までの流れ



5 受験資格

民間企業等（公的団体含む。以下同じ。）の就業経験を、通算して3年以上有している人

- ①「職務経験」は、平成28年4月1日から令和8年9月30日までの間に、社員等として1つの民間企業等に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等に1年以上継続して就業した場合やグループ会社への転籍や組織再編による社名変更など引き続いて就業している民間企業等と見なせる場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

＜留意事項＞

- （1）日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「＜参考1＞日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

- （2）地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

6 試験内容

(1) 名簿登録試験

試験種目	配点	内容
経歴評定	100点	提出された経歴調書に基づき、行政事務への適性についての実務経験、業務従事に当たり必要となる資格等についての評定 <u>※受験申込時に経歴調書を提出してください。</u> 【求める人材像】 行政機関や民間企業等において機械設備の工事、設計又は保守管理に関する業務経験のある方を積極的に評価します。

(2) 所属配置試験

試験種目	配点	内容
専門試験 (記述式)	200点	専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験 〔2問(90分)〕
人物試験	300点	個別面接による人物、経験の有用性等についての口述試験

7 合格者及び採用候補者の決定方法

名簿登録試験の合格者は、経歴評定の得点、所属配置試験の合格者及び採用候補者については、専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順により決定します。

なお、経歴評定、専門試験及び人物試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

試験の結果によっては、合格者及び採用候補者がいない場合があります。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、この試験に合格しても採用されない場合があります。

8 合格者の発表

合格者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ(病院局ホームページ)に掲載するとともに、合格者全員に通知します。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	経歴評定、専門試験及び 人物試験の得点及び順位	合格者発表日 から1月間	鳥取県病院局総務課 (県庁議会棟3階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、受験申込時に110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を併せて提出してください。

10 採用時期及び給与等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和8年12月1日を予定していますが、育児休業取得等の状況によっては採用時期が前後する場合があります。

また、育児休業取得開始前に会計年度任用職員として採用する場合があります。

(2) 給与

初任給は、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定されます。

※令和8年1月1日現在における初任給は次のとおりです。(あくまで仮設条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。)

【大学卒業後、民間企業に8年間の勤務経験（事務等類似業務）のある30歳の方】

月額260,500円程度

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

（3）勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季 他）、病気休暇など

※年次有給休暇の日数は任期により変動します。

（4）勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

11 受験申込手続

提出書類	登録申込書 1部…登録申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書は申込時には不要です。） 経歴調書 1部…必要事項を記入の上、提出してください。 自己PR調書 1部…人物試験時の参考資料となります。必要事項を記入の上、提出してください。
申込先	鳥取県病院局総務課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 3階 電話(0857)26-7886 〔持参により申し込む場合〕 上記へ直接御持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県病院局総務課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（育休任期付）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、試験終了まで大切に保管ください。）
注意事項	◎提出書類は返却しません。 ◎受験票の交付はありません。 ◎登録申込書を受付後、登録申込書に記載されたメールアドレスあてに病院局総務課より申込受付通知をお送りしますので、受け取った方は、当該メールに返信をいただき、申込完了となります。

12 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

＜参考＞日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

① 権力の行使に該当する業務

- （1）許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- （2）報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- （3）県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- （4）補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- （5）審査請求に対する裁決に関する事務
- （6）そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

② 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。